

## 通関業の許可の消滅について

通関業法第10条第2項の規定に基づき、通関業の許可の消滅について、下記のとおり公告する。

令和 2年 2月 28日

大阪税関長 中山 峰孝

記

### 1. 通関業者の名称及び住所

パナルピナ・ワールド・トランスポーツ・ジャパン株式会社

(法人番号 5010401024328)

東京都港区海岸三丁目 9番15号

### 2. 通関営業所の名称及び所在地

パナルピナ・ワールド・トランスポーツ・ジャパン株式会社 大阪支社

大阪府大阪市中央区安土町3丁目3番地9号 田村駒ビル8階

### 3. 消滅年月日

令和2年2月29日

### 4. 消滅理由

通関業の廃止（通関業法第10条第1項第1号に該当）